

平成 20 年 9 月 9 日
内閣府自殺対策推進室

自殺総合対策大綱のフォローアップ及び見直し（素案）について

わが国の自殺者は 10 年連続で 3 万人を超え、硫化水素による群発自殺が発生するなど、「自殺総合対策大綱（平成 19 年 6 月 8 日閣議決定）（以下「大綱」という。）」に沿った施策の推進を図ることに加え、自殺の実態に応じた新たな取り組みが必要とされている。

このような状況を踏まえ、大綱のフォローアップを行い、平成 20 年度以降実施している施策及び実施しようとする施策についてとりまとめを行った。

その上で、昨年度決定された大綱の枠組みを維持しつつ、「第 4 自殺を予防するための当面の重点施策」（以下「当面の重点施策」という）についての必要な項目の追加等を行うこととする。

大綱のフォローアップ（既定項目に係る施策の追加・充実）

大綱に基づく施策の実施状況の評価及びこれを踏まえた施策の見直し・改善等の検討に資するため、4 回にわたり自殺対策推進会議を開催した。その中で、「市町村の取り組みを推進するために何をすべきか」をはじめ 11 の項目について自殺総合対策として追加、充実を検討すべき課題の検討が行われた。

この課題の検討を踏まえて、関係府省に照会し、政府において平成 20 年度以降実施している又は実施しようとする施策について、大綱のフォローアップとしてとりまとめを行った。これを当面の重点施策の項目ごとに、主な施策を示すと以下のとおりである。（詳細は別紙）

1. 自殺の実態を明らかにする
- (2) 情報提供体制の充実
 - ・自殺統計に係るデータの分析・加工及び情報提供
- (6) 既存資料の利活用の促進
 - ・自殺統計原票の調査項目への市区町村の追加の検討とこれによる利活用の促進

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

(2) 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施

- ・自殺予防及び自殺発生時の対応についての教職員向けマニュアル、情報教育に関する指導の手引きの作成
- ・生命を尊重する心を育む観点からの優れた教育の取組の普及

3. 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する

既存施策を引き続き実施

4. 心の健康づくりを進める

(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

(事業場におけるメンタルヘルス対策への支援)

- ・事業場における体制整備等を支援するための専門家派遣
- ・管理監督者等に教育を行う「メンタルヘルス教育研修担当者」の育成促進
- ・精神障害等による労災認定事案を活用した職場環境の改善に資する要因等に関する調査研究の実施

(事業者等の取組に対する支援体制の整備)

- ・産業医・精神科医等に対するメンタルヘルス対策に関する研修の実施
- ・メンタルヘルス対策に関する総合的な情報の提供
- ・全国のメンタルヘルス対策支援センターの機能充実(事業場に対し一定水準を満たした相談機関の紹介、予防対策から復職支援まで総合的な相談対応、事業場・相談機関・医療機関等のネットワーク化等)

(2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備

- ・地域における企画立案機能強化に資する自治体・精神保健福祉センター職員に対する研修の実施
- ・精神保健福祉センターにおける復職相談の実施

5. 適切な精神科医療を受けられるようにする

既存施策を引き続き実施するとともに、以下の項目を大綱に追加

(新規) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進

6. 社会的な取組で自殺を防ぐ

(1) 地域における相談体制の充実

- ・精神保健福祉センターの相談体制の充実
- ・公的電話相談事業に全国共通の電話番号を設定する、「こころの健康相談」統一ダイヤルの普及推進

(6) 危険な場所、薬品等の規制等

- ・不適切な方法により危険な物質を発生させる同種事案が発生した場合の販売事業者に対する注意喚起等の実施

(7) インターネット上の自殺予告事案への対応等

- ・検索サイト管理者への研究情報の提供及び意見交換の実施

(新規) インターネット上の自殺関連情報対策

大綱の項目として新たに追加

7. 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ

(1) 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実

- ・入院中及び退院後の心理的ケアに関して関係者への研修の実施
- ・「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」の報告書を踏まえた自殺未遂者ケアに関するガイドラインの作成

8. 遺された人の苦痛を和らげる

(1) 自殺者の遺族のための自助グループの運営支援

- ・遺族の集いの開催を支援するよう地方公共団体への働きかけの実施

9. 民間団体との連携を強化する

(2) 地域における連携体制の確立

- ・先駆的な自殺防止等に関する活動を行う民間団体に対する支援の拡充
- ・民間団体との連携による地域ネットワークを構築するためのワークショップの開催

大綱の見直し（素案）

第1 当面の重点施策に係る新規項目の追加

大綱については昨年6月に策定されたばかりであり、20年度以降実施している又は実施しようとする施策の大半は、現行の大綱の「当面の重点施策」に基づき具体的に実施されるものである。

しかしながら、大綱の決定以降、インターネットによる情報の伝達が影響を与えたとみられる硫化水素による群発自殺が発生している。また、現行の大綱において「当面の重点施策」の「5.適切な精神科医療を受けられるようにする」では、精神疾患として主にうつ病が挙げられているが、自殺の背景としては統合失調症やアルコール依存症などの精神障害を有する者も多く、その対策は重要であるとの指摘もなされている。

このような点を踏まえて、大綱の枠組みを維持しつつ「当面の重点施策」の関係箇所について、以下のとおり新規に項目を追加することとする。

5.適切な精神科医療を受けられるようにする

「(6)うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進」(追加)

うつ病以外の自殺の危険因子である統合失調症やアルコール依存症等の精神疾患について、調査研究を推進するとともに、継続的に治療・援助を行うための体制を整備する。

また、思春期・青年期において精神的問題を抱える者や自傷行為を繰り返す者について、救急医療機関、精神保健福祉センター、保健所、教育機関等を含めた連携体制の構築により適切な医療機関や相談機関を利用できるよう支援する等、精神疾患の早期発見、早期介入のための取り組みを推進する。

6.社会的な取り組みで自殺を防ぐ

「(8)インターネット上の自殺関連情報対策の推進」(追加)

インターネット・ホットラインセンターにおいて、硫化水素ガス等第三者に危害を及ぼすおそれの高い物質の製造方法を教示し、その製造を誘引する情報については、プロバイダ等が契約約款に基づき、削除するよう依頼することを支援する。

また、第三者に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介するなどの情報等への

対応の在り方について、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の見直し等によって明確化を図る等の対策を推進する。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づき、基本計画を策定するとともに、フィルタリングの普及、インターネットの適切な利用に関する教育の推進及び啓発活動の推進等を行う。

第2 「推進体制等」の充実

政府としては、大綱に基づく施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきたところであるが、硫化水素による群発自殺の発生に際して、情報の拡散による群発自殺を警戒した結果、果敢な対応に問題を残したところであり、同様な特異事案の発生に際しては政府の機動的な対応が求められている。

また、地域における連携・協力に関しては、都道府県及び政令指定都市に対し自殺対策連絡協議会設置の働きかけを行い、ほぼ設置がなされたが、さらに実効性を高めるためには、市町村における自殺対策担当部局等の明確化が求められている。

このような状況を踏まえて、「推進体制等」を以下のとおり見直す。

1. 国における推進体制（緊急体制の整備に関する記述の追加）

特異事案の発生等の通報体制を整備するとともに、局長級の関係府省緊急連絡会議を設置し、その機動的な開催により適切に対応する。

2. 地域における連携・協力の確保（市町村の担当部局等に関する記述の追加）

市町村において自殺対策担当の部局等が設置されるよう積極的に働きかけることとする。